

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社中山製鋼所 代表取締役社長 森田 俊一
【住所又は本店所在地】	大阪市大正区船町一丁目1番66号
【報告義務発生日】	平成25年7月9日
【提出日】	平成25年7月9日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	5
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	該当事項はありません。

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社中山製鋼所
証券コード	5408
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社中山製鋼所
住所又は本店所在地	大阪市大正区船町一丁目1番66号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	大正12年12月22日
代表者氏名	森田 俊一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	鉄鋼製品の製造、販売

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	総務本部総務人事部 三好 裕
電話番号	06-6555-3029

(2) 【保有目的】

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	2,676,854		
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,676,854	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,676,854
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月9日現在)	V	284,156,561
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.94
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年6月19日	普通株式	937	0.00	市場外	処分	57
平成25年7月3日	普通株式	63	0.00	市場外	取得	68
平成25年7月4日	普通株式	50	0.00	市場外	取得	67
平成25年7月5日	普通株式	100	0.00	市場外	取得	67
平成25年7月9日	普通株式	50	0.00	市場外	取得	68

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	598,547
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	598,547

② 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

③ 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

2 【提出者(大量保有者)／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	中山三星建材株式会社
住所又は本店所在地	大阪府堺市堺区山本町6丁124番地
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和24年4月28日
代表者氏名	柳澤 俊三
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	軽量形鋼、電縫鋼管及び建設関連製品の製造・加工と販売他

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社中山製鋼所 総務本部総務人事部 三好 裕
電話番号	06-6555-3029

(2) 【保有目的】

平成25年7月9日付で、発行者を株式交換完全親会社とし、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社、及び三泉シヤー株式会社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換がそれぞれ実施されたことに伴い、提出者がそれまで保有していた株式交換完全子会社の株式と引き換えに発行者の株式合計25,194,774株の割当交付を受けたことによる、暫定的保有である。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	25,194,774		
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 25,194,774	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		25,194,774
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月9日現在)	V	284,156,561
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		8.87
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年7月9日	普通株式	25,194,774	8.87	市場外	取得	株式交換による割当交付

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成25年7月9日付の発行者と中山通商株式会社、発行者と三星商事株式会社、発行者と三星海運株式会社、及び発行者と三泉シヤード株式会社との、それぞれの、株式交換に伴い、発行者の株式合計25,194,774株の割当交付を受けた。
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	—

② 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

③ 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

3 【提出者(大量保有者)／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	中山通商株式会社
住所又は本店所在地	大阪市西区南堀江一丁目12番19号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和23年 8 月 6 日
代表者氏名	徳山 寛
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	鉄鋼製品並びにその関連商品の販売

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社中山製鋼所 総務本部総務人事部 三好 裕
電話番号	06-6555-3029

(2) 【保有目的】

平成25年 7 月 9 日付で、発行者を株式交換完全親会社とし、中山三星建材株式会社、三星海運株式会社、及び三泉シヤー株式会社をそれぞれの株式交換完全子会社とする株式交換がそれぞれ実施されたことに伴い、提出者がそれまで保有していた株式交換完全子会社の株式と引き換えに発行者の株式合計22,664,902株の割当交付を受けたことによる、暫定的保有である。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	22,664,902		
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 22,664,902	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		22,664,902
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月9日現在)	V	284,156,561
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		7.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年7月9日	普通株式	22,664,902	7.98	市場外	取得	株式交換による割当交付

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成25年7月9日付の発行者と中山三星建材株式会社、発行者と三星海運株式会社、及び発行者と三泉シヤー株式会社との、それぞれの、株式交換に伴い、発行者の株式合計22,664,902株の割当交付を受けた。
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	—

② 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

③ 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

4 【提出者(大量保有者)／4】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三星商事株式会社
住所又は本店所在地	大阪市西区川口三丁目1番20号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和23年10月 1 日
代表者氏名	前川 宗里
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	鋼材、亜鉛鉄板、線材、建材製品の販売

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社中山製鋼所 総務本部総務人事部 三好 裕
電話番号	06-6555-3029

(2) 【保有目的】

平成25年7月9日付で、発行者を株式交換完全親会社とし、中山三星建材株式会社、三星海運株式会社、及び三泉シャヤ株式会社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換がそれぞれ実施されたことに伴い、提出者がそれまで保有していた株式交換完全子会社の株式と引き換えに発行者の株式合計19,337,260株の割当交付を受けたことによる、暫定的保有である。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	19,337,260		
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 19,337,260	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		19,337,260
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月9日現在)	V	284,156,561
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.81
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年7月9日	普通株式	19,337,260	6.81	市場外	取得	株式交換による割当交付

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成25年7月9日付の発行者と中山三星建材株式会社、発行者と三星海運株式会社、及び発行者と三泉シヤー株式会社との、それぞれの、株式交換に伴い、発行者の株式合計19,337,260株の割当交付を受けた。
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	—

② 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

③ 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

5 【提出者(大量保有者)／5】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三星海運株式会社
住所又は本店所在地	大阪市西区新町四丁目19番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	—
職業	—
勤務先名称	—
勤務先住所	—

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和21年11月14日
代表者氏名	中原 敏之
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	内航運送業、トラック運送事業、港湾沿岸荷役事業、倉庫業、通関業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社中山製鋼所 総務本部総務人事部 三好 裕
電話番号	06-6555-3029

(2) 【保有目的】

平成25年7月9日付で、発行者を株式交換完全親会社とし、中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、及び三泉シャヤ株式会社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換がそれぞれ実施されたことに伴い、提出者がそれまで保有していた株式交換完全子会社の株式と引き換えに発行者の株式合計19,471,626株の割当交付を受けたことによる、暫定的保有である。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	19,471,626		
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 19,471,626	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		19,471,626
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月9日現在)	V	284,156,561
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.85
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成25年7月9日	普通株式	19,471,626	6.85	市場外	取得	株式交換による割当交付

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項はありません。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成25年7月9日付の発行者と中山三星建材株式会社、発行者と中山通商株式会社、発行者と三星商事株式会社、及び発行者と三泉シヤー株式会社との、それぞれの、株式交換に伴い、発行者の株式合計19,471,626株の割当交付を受けた。
取得資金合計(千円) (W+X+Y)	—

② 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

③ 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項はありません。

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社中山製鋼所
- (2) 中山三星建材株式会社
- (3) 中山通商株式会社
- (4) 三星商事株式会社
- (5) 三星海運株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	89,345,964		
新株予約権証券(株)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 89,345,964	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		89,345,964
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月9日現在)	V	284,156,561
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($T / (U+V) \times 100$)		31.44
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社中山製鋼所	2,677,402	0.94
中山三星建材株式会社	25,194,774	8.87
中山通商株式会社	22,664,902	7.98
三星商事株式会社	19,337,260	6.81
三星海運株式会社	19,471,626	6.85
合計	89,345,964	31.44